

籍（名簿）訂正・免許証書換え交付申請手続きについて

* 籍（名簿）訂正・免許証書換え交付申請手続きが必要となる場合

氏名の変更又は本籍地都道府県の変更です。同一都道府県内の本籍地変更のみの場合や、引越し等による住民票の移動については、手続きの必要ありません。なお、免許証を紛失した場合は、同時に再交付申請をしてください。

* 八王子市保健所で籍（名簿）訂正・免許証書換え交付申請の手続きができる方

八王子市に在住・在勤の方です。

* 提出期限

免許証の記載事項に変更を生じた場合は、30日以内に籍訂正書換え交付申請の手続きを行ってください。提出期限を過ぎている場合は、遅延理由書の提出が必要です。

※注意事項

戸籍を複数回変更している場合、または、かなり前の戸籍変更について申請される方は、以下に注意してください。

お持ちの免許証の交付時点（最後に変更手続きをした時点）から現在に至るまでの変更経過がすべて確認できるものが必要なため、現在の戸籍抄（謄）本に加えて、さかのぼって一致するまでの除籍抄（謄）本が必要になります。過去に、戸籍があった全ての役所から取り寄せてください。

また、戸籍を変更した後に、その戸籍のある区市町村がコンピュータ（電算）処理を開始した場合、個人（全部）事項証明書に併せて改製原戸籍も必要になります（コンピュータ化前にすでに変更手続き済みの場合は必要ありません）。戸籍のコンピュータ（電算）化については、戸籍のある区市町村にご確認ください。なお、八王子市に本籍がある（あった）方については、平成17年12月17日より戸籍事務のコンピュータ処理が開始されましたのでご注意ください。

籍（名簿）訂正・免許証書換え交付申請

	必要な書類など	備考
(1)	「籍（名簿）訂正・免許証書換え交付申請書」	申請書用紙は保健所にあります。
(2)	変更後30日以内の提出期限を過ぎた場合は「遅延理由書」	遅延理由書用紙は保健所にあります。
(3)	<ul style="list-style-type: none"> 「戸籍抄（謄）本」または、コンピュータ（電算）化されていた場合は「戸籍個人（全部）事項証明書」（上記注意事項を参照ください） ・日本国籍を有しない人について、短期在留者は「旅券その他の身分を証明する書類の写し」と「変更事項を証する書類」、中長期在留者・特別永住者は「住民票の写し」（国籍等の記載があるもの）と「変更事項を証する書類」 	発行日から6ヶ月以内のもの。
(4)	免許証の原本	新しい免許証が出来るまで3～4ヶ月かかります。免許証のコピーをとっておくことをお勧めします。
(5)	印鑑（朱肉を使用するもの）	自署の場合省略可ですが、記載事項を訂正する際に必要になりますので、念のため新しい姓の印鑑をお持ちください。
(6)	郵政はがき（登録済証明書用）	新しい免許証の代わりになるものが発行されます。
(7)	登録免許税 1,000円分の収入印紙	あらかじめ郵便局でご購入のうえご来所ください。